

**公益財団法人やまがた農業支援センターの
運営に関する中期展望について**

令和3年2月

公益財団法人やまがた農業支援センター

目 次

| | |
|----------------------|----|
| 1. 中期展望策定の趣旨 | 1 |
| 2. 計画期間と基本方針 | 2 |
| (1) 計画期間 | 2 |
| (2) 基本方針 | 2 |
| 3. 各事業の今後の展開 | 3 |
| (1) 生産基盤整備支援事業 | 3 |
| ① 農用地利用集積事業 | 3 |
| a 農地中間管理事業 | 3 |
| b 農地売買等支援事業 | 6 |
| ② 特定鉱害復旧事業 | 9 |
| (2) 人材育成確保支援事業 | 11 |
| ① 人材育成活動強化事業 | 11 |
| a 新規就農者育成確保推進活動 | 11 |
| b 地域で育てる担い手育成支援事業 | 14 |
| c 地域の経営基盤と技術の継承支援事業 | 15 |
| d 女性農業者ネットワークづくり支援事業 | 16 |
| e 農業経営者サポート事業 | 17 |
| f 農業次世代人材投資資金推進事業 | 19 |
| (3) 価値創造活動支援事業 | 20 |
| ① 農商工連携事業 | 20 |
| a 6次産業化地域サポート事業 | 20 |
| ② 農産物認証事業 | 23 |
| a 有機農産物認証事業 | 25 |
| b 特別栽培農産物認証事業 | 28 |
| c やまがた農産物安全・安心取組認証事業 | 30 |
| d 山形県版GAP認証事業 | 31 |
| ③ 新資材等導入適応性調査受託事業 | 33 |
| 4. 法人運営の見通し | 34 |
| (1) 組織・人員体制 | 34 |
| (2) 人材の確保、育成 | 36 |
| (3) 経営収支の安定化 | 38 |

1. 中期展望策定の趣旨

本県の農業・農村においては、人口減少社会の急激な進展に伴い、農業の担い手の減少と高齢化が進展しているものの、農業法人や新規就農者などの担い手農業者の生産意欲は堅調に維持されているなど、明るさが感じられる。しかし、農業労働力不足の深刻化や頻発する自然災害などの農業経営に対する不安感が顕在化するなど、農業・農村を取巻く諸課題への対応が急務になっている。

農林水産省においては、令和元年12月に改訂された「農林水産業・地域の活力創造プラン」に基づく改革を着実に実行することとしており、農林水産業の成長産業化に向けた動きを一層加速化させる施策を継続している。令和2年3月には「食料・農業・農村基本計画」が改訂され、新たな農業生産基盤強化の政策パッケージが推進されている。

本県では、本年度が最終年度となる「第3次農林水産業元気再生戦略」により施策が展開されている。農産物のブランド化や生産性の向上等による競争力の高いトップランナーが、地域農業を牽引することで、担い手農業者のみならず、新規就農者や多様な農業者一人ひとりが、将来展望や誇りとやりがいを持てるような魅力的な農業を創出することを戦略の共通目標としている。

公益財団法人やまがた農業支援センターは、平成19年に、農地調整の促進等による農業生産機能及び農業生産基盤の整備推進を業務とする「財団法人山形県農業公社」と農業を担う人材育成やJAS有機や特裁等の第三者認証を業務とする「財団法人山形県農業振興機構」とが統合して「財団法人やまがた農業支援センター」となった。平成23年4月には公益法人となり、重点事業として、農地集積・集約化による農業生産性の向上、担い手の育成・確保及び農業・農村における新たな価値づくりの3分野の公益事業を行うこととなった。その後、平成26年4月に農地中間管理機構として県の指定を受けた。業務の遂行にあたっては、農業者視点に沿った事業展開を基本に据え、山形県をはじめ県内各市町村、農業委員会、JA、土地改良区等の関係機関・団体との連携・協働を強化しながら、農業・農村の地域資源を活かすことによって農業者の活力が最大限に発揮できるよう取組んでいる。

公益法人発足後10年を経過し、これを契機にこれまでの業務推進の課題を検証し、今後5年間の業務及び組織のあり方を明確にするために中期展望を策定する。

2. 計画期間と基本方針

(1) 計画期間

本中期展望の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、計画期間中にセンターを取巻く環境に大きな変化がある場合には、適宜内容を見直すこととする。

(2) 基本方針

センターは本県農業・農村の振興と健全な発展に寄与するため、国・県・その他関係機関との緊密な連携のもと公益財団法人として透明性、公正性、効率性に留意し、以下の事業を実施する。

- ① 農地利用調整の促進等、農業生産機能の維持・向上及び農業生産基盤整備を推進する。
- ② 新規就農や経営的自立を促進するための支援等、農業を担う人材の育成・確保を図る。
- ③ 農業・農村を起点とする新産業の創造、食に対する消費者の信頼確保、環境に配慮した農業生産の促進など、農業・農村における付加価値創造活動を推進する。

3. 各事業の今後の展開

(1) 生産基盤整備支援事業

① 農用地利用集積事業

a 農地中間管理事業

【現 状】

平成 26 年 4 月 1 日に農地中間管理機構として県の指定を受け、本県の令和 5 年度における担い手への農地集積率目標 90%の達成に向け、農地中間管理（農地の転貸借）事業に取り組んでいる。令和元年度末時点の本県の担い手への集積面積 77,943ha のうち、約 18%を本事業の契約農地が占めている。

本制度は、高齢化等によりリタイアする農家の農地を担い手へ集積・集約化し、大規模・効率的な営農に資することを目的としており、集約化推進を図るため、農地出し手の機構への受け手選定委任を必須とする等の施策が盛り込まれている。

本県の制度利用は、制度スタート時においては、庄内地域を中心とした法人設立の動きや、機構集積協力金制度の活用と相まって、機構制度活用集積面積が急増したが、その後は 1,500ha/年程度で推移している。

機構貸付面積の約 97%が水田であり、県全体の水田にかかる担い手への農地集積率は 74%である。これらを踏まえると、単年作で権利移転しやすい水田については、非担い手から担い手への農地流動は一巡したものと思われる。

また、「農地中間管理事業の推進に関する法律」の第 2 次施行（令和 2 年 4 月）に伴い、農地の権利設定手法を機構制度に一本化する主旨で、本県で利用の多かった農地利用集積円滑化事業に係る案件の新規・更新手続きができなくなった。今後、円滑化事業から機構事業への移行が想定されるが、これまでも円滑化事業契約満了案件の機構事業への移行を行ってきたことを踏まえると、機構取扱い面積の著しい増加はないと予想される。

農地中間管理事業 借入・貸付面積の推移

単位：ha

| | H26 年度 | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元 年度 | 計 |
|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|--------|
| 借入面積 | 3,101 | 4,652 | 2,639 | 1,624 | 1,520 | 1,768 | 15,304 |
| 貸付面積 | 2,173 | 5,105 | 2,434 | 1,484 | 1,578 | 1,318 | 14,092 |

※毎年、2 月分の借入は翌年度 4 月に貸付、3 月分の借入は翌年度 5 月に貸付となることから、年度の借入面積、貸付面積が一致しない。

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|---|--|
| <p>◆担い手の経営(農地の集積)は飽和状態になっているとの意見があり、これまでの「非担い手→担い手」から「担い手→担い手」のケースが少しずつ増加している。併せて、地域で担えない遊休農地が発生している。</p> | <p>◆農地整備事業の換地の活用や担い手同士の農用地交換会、人・農地プランの充実等により、地域での集約を図る。</p> |
| <p>◆農業経営体が法人化、大規模化しており、米価の下落等を原因とする経営悪化等により、賃料未払い事案の大口化が懸念される。</p> <p>◆水田に限定した集積率は74.0%（令和2年3月末）となっており、今後の担い手農業者への支援は農業構造(基盤整備等)からの対応が必要になってくるが、市町村、JA等の人的資源が圧倒的に少ない。</p> | <p>◆普及組織や市町村、JA等と連携、農業経営相談所の活用等により支援していく。</p> <p>◆経営不安、人的資源の不足に対応するため、これらを支援する経営全般に関する相談窓口を新設するなどの検討が必要である。</p> |
| <p>◆畑地及び樹園地の集約は、行政や農業団体による農業構造（基盤整備等）からの対応による新植や最新技術の導入が必須になっている。</p> | <p>◆県下全7つの果樹産地協議会に参画し現場の声を聴くとともに、機構制度の活用を促す。また、県が進める「大規模園芸団地」形成施策へ参画をしていく。</p> <p>◆機構制度契約満了時の樹木、栽培施設の返還要件の明確化により、トラブル防止と担い手の経営計画策定に資する。</p> |
| <p>◆中山間、山間地域の集積は、人口減少の影響を強く受けており、潜在的な耕作放棄地予備軍（既存の借地を返還するケースが増加する心配）が多く存在する。</p> | <p>◆農地整備事業、特に機構関連事業の実施により担い手への農地集約を図る。</p> <p>◆集落営農組織等法人の設立により集積・集約化を図り、各種交付制度受給により地域担い手の経営基盤を強化する。</p> <p>◆中山間地域等直接支払い組織と連携した農地保全に取り組む。</p> |

| | |
|--|--|
| ◆令和2年度の貸貸借料は、17億2千万円となっており、取扱い件数・額の増加に伴う、未納者・未納額の増加が懸念されるほか、名義変更、賃料変更等管理事務が増加している。 | ◆契約台帳システムの改善と複数職員チェックにより、適正に事務を執行する。 ◆市町村、機構業務委託機関と連携し、未納者の制度利用を制限する等、納付意識の向上と未納額増加の防止を図る。 |
| ◆県との密接な連携による施策推進と集積目標達成への貢献が求められている。 | ◆県職員派遣の継続により施策を推進する。 |
| ◆持続的な事業運営を図るため、自主財源を確保する必要がある。 | ◆農地中間管理事業の手数料を徴収することを検討する。 センターは、事業開始当初から手数料を徴収していないが、県等関係機関と協議を行い、該当する農地の契約更新時期を見据えて、手数料を徴収することについて検討する。 |

【目標値】

農地中間管理事業 借入・貸付面積の推移

単位：ha

| | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 借入面積 | 2,500 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |
| 貸付面積 | 2,000 | 3,500 | 3,000 | 3,000 | 3,000 |

R3年度以降全市町村の「集積計画一括方式」の実施に伴い、借入・貸付権利設定が同時（面積）となる。

※R3年度貸付面積には、方式移行によるR2年度未借入分の繰越貸付面積分が加わる。

b 農地売買等支援事業

【現 状】

農地売買等支援事業は、平成 26 年 4 月 1 日に当センターが農地中間管理機構として県の指定を受け、農業経営基盤強化促進法第 7 条に基づく農地中間管理機構の特例事業として、離農・規模縮小農家等から農用地等を買入れ、担い手へ売渡し、担い手への農用地の利用集積を一層推進することを目的に実施しているものである。

なお、本事業区分で管理している農地中間管理事業制度発足前に実施されてきた農地保有合理化促進事業（農地中間管理事業制度の発足により平成 25 年度末で新規契約取扱い終了）については、賃貸借契約期間が令和 5 年度末までに満了となるものであり、契約満了案件については、農地中間管理事業を活用するよう依頼している。

昨今の農地売買価格は低下傾向にあり、連動して賃貸借料も低下していることから、貸借による権利設定が主流となっている。このような情勢のなか、所有権取得による規模拡大を行う担い手も一定数いるが、当制度利用による売買（買入）面積は減少傾向にある。

機構の所有権取得は、担い手への（転売）集積仲介が目的であるため、機構買入れ時に売渡し先を併せて審査し決定しているが、経営環境の変化により買受け予定者の資金準備が整わない等、買受けが遅延する事案が発生している。これらを踏まえ、今後とも特例事業を円滑に推進していくため、令和 2 年度に特例事業（売買）制度の実施内容を見直したところである。

農地売買等支援事業の実績

(単位：ha、千円)

| 区 分 | H29 年度 | | | H30 年度 | | | R 元年度 | | |
|------------------|--------|------|---------|--------|------|---------|-------|------|---------|
| | 件数 | 面積 | 金額 | 件数 | 面積 | 金額 | 件数 | 面積 | 金額 |
| (1) 売買事業 | 55 | 63.1 | 337,512 | 60 | 67.9 | 359,069 | 53 | 44.4 | 226,362 |
| 買 入 | 28 | 35.0 | 188,835 | 33 | 33.5 | 173,888 | 23 | 19.0 | 97,107 |
| 売 渡 | 27 | 28.1 | 148,677 | 27 | 34.4 | 185,181 | 30 | 25.4 | 129,255 |
| (2) 賃貸借事業 | 99 | 61.7 | 7,485.1 | 74 | 37.8 | 4,726.9 | 46 | 25.4 | 3,113.3 |
| 前 貸 付 払 (継続分) | 18 | 28.2 | 3,686.5 | 8 | 8.8 | 1,297.3 | 2 | 2.4 | 369.2 |
| 年 貸 付 払 (継続分) | 81 | 33.5 | 3,798.6 | 66 | 29.0 | 3,429.6 | 44 | 23.0 | 2,744.1 |

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|---------------------------------|---|
| <p>◆売渡し不能、回収遅延案件の発生を防止する。</p> | <p>◆買受け者メリットとして、機構買入れ後1年間の使用貸借（買受け）期間を設定していたが、経営環境の変化による売渡し不能や回収遅延を回避するため、審査時の資力で買受けてもらえるよう、即時売渡しすることとした。また、併せて買受け者の手数料を廃止した。</p> <p>(令和2年11月から)</p> |
| <p>◆売買事業の利用を促進し、手数料収入を確保する。</p> | <p>◆各種会議、研修会において、上記見直し内容及び他の農地売買手法に比較し有利な点(市町村嘱託登記による所有権移転や譲渡益課税免除額 1,500 万円)を周知し、制度活用を促す。</p> <p>◆農地中間管理事業で賃貸借されていた農地や、農地整備事業等の行政や機構が関わってきた農地について、地域駐在職員等による制度周知と利用を呼びかける。</p> |

【目標値】

農地売買等支援事業の実施目標

(単位：ha、千円)

| 区 分 | R2年度 | | | R3年度 | | | R4年度 | | |
|----------|------|------|---------|------|------|---------|------|------|---------|
| | 件数 | 面積 | 金額 | 件数 | 面積 | 金額 | 件数 | 面積 | 金額 |
| (1)売買事業 | 60 | 60.0 | 300,000 | 60 | 60.0 | 300,000 | 60 | 60.0 | 300,000 |
| 買 入 | 30 | 30.0 | 150,000 | 30 | 30.0 | 150,000 | 30 | 30.0 | 150,000 |
| 売 渡 | 30 | 30.0 | 150,000 | 30 | 30.0 | 150,000 | 30 | 30.0 | 150,000 |
| 区 分 | R5年度 | | | R6年度 | | | | | |
| | 件数 | 面積 | 金額 | 件数 | 面積 | 金額 | | | |
| (1) 売買事業 | 60 | 60.0 | 300,000 | 60 | 60.0 | 300,000 | | | |
| 買 入 | 30 | 30.0 | 150,000 | 30 | 30.0 | 150,000 | | | |
| 売 渡 | 30 | 30.0 | 150,000 | 30 | 30.0 | 150,000 | | | |

【参考】(旧)農地保有合理化促進事業契約期間満了までの推移

(単位：ha、千円)

| 分 | R2年度 | | | R3年度 | | | R4年度 | | |
|-----------------|------|------|---------|------|-----|-------|------|-----|-------|
| | 件数 | 面積 | 金額 | 件数 | 面積 | 金額 | 件数 | 面積 | 金額 |
| (2)賃貸借事業 | 24 | 14.4 | 1,790.9 | 8 | 7.5 | 972.8 | 3 | 1.2 | 164.8 |
| 前 払 (継続分) | 1 | 0.5 | 73.3 | 1 | 0.5 | 73.3 | — | — | — |
| 年 払 (継続分) | 23 | 13.9 | 1,717.6 | 7 | 7.0 | 899.5 | 3 | 1.2 | 164.8 |
| 区分 | R5年度 | | | | | | | | |
| | 件数 | 面積 | 金額 | | | | | | |
| (2)賃貸借事業 | 1 | 0.5 | 47.9 | | | | | | |
| 前 払 (継続分) | — | — | — | | | | | | |
| 年 払 (継続分) | 1 | 0.5 | 47.9 | | | | | | |

※前払契約は R3 年度、年払契約は R5 年度で、既存契約期間満了により終了。

② 特定鉱害復旧事業

【現 状】

特定鉱害復旧事業は、農地等の有効利用と保全を図るため地表から深さ 50m以内の石炭（亜炭）採掘跡または坑道跡の崩壊に起因する鉱害（浅所陥没等）を当該市町村が復旧する事業である。その対象となる鉱害は、賠償義務者が不存在又は資力を有していない鉱区（無資力鉱区）で陥没が発生し、経済産業省が認定した場合となっている。当センターは平成 13 年 10 月 18 日に特定鉱害復旧事業を行う指定法人として経済産業大臣の指定を受け、関係市町村が行う特定鉱害復旧工事の実施を支援している。本県は、全国有数の亜炭産地であり過去に亜炭鉱山があった尾花沢市、新庄市、大石田町、舟形町、大江町、飯豊町、大蔵村、鮭川村の 8 市町村のうち飯豊町を除いた 7 市町村で農地陥没等の被害が発生している。平成 14 年度から復旧事業を開始し、これまで 45 件（令和 2 年度：予定工事 9 件を含む）の浅所陥没等への工事費助成を行っている。なお、近年は尾花沢市、大石田町での発生が主となっている。浅所陥没の発生原因は降雨との関連性が極めて強く、地盤強度の低下、岩盤の劣化、廃坑内に侵入した地下水水位の変動等が要因となっている。近年、異常気象等による局地的な豪雨の発生が増えており、新たな浅所陥没の発生が懸念される。（平成 30 年豪雨時には 7 箇所が発生）

このような中で鉱害の復旧工事は、平成 13 年度に造成した特定鉱害復旧事業等基金 114,000 千円（国拠出：97,812 千円 県拠出：16,188 千円）の運用益と取崩しにより工事を実施しており、現在の基金残高は約 20,000 千円となっている。直近 5 年間の平均復旧事業費を 1 件あたり約 3,911 千円、毎年 2 件程度は発生すると想定した場合、現在の基金残高では 3 年後の令和 5 年度には不足する見通しとなっており、それ以降特定鉱害復旧事業に取り組むことは大変難しい状況になることが予想される。

特定鉱害復旧事業の推移：直近 5 年間

| 区 分 | H27 年度 実 績 | H28 年度 実 績 | H29 年度 実 績 | H30 年度 実 績 | R 元年度 実 績 |
|---------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| 被害発生件数 | 3 件 | 2 件 | 2 件 | 7 件 | 0 件 |
| 工 事 件 数 | 4 件 | 2 件 | 2 件 | 0 件(※1) | 2 件(※2) |
| 事 業 費 | 5,930,716 円 | 3,244,376 円 | 1,677,626 円 | 849,318 円 | 7,854,559 円 |

※ 1 H30 年度については、最上、北村山地方で発生した豪雨災害の復旧工事が優先され、本事業は未実行。

※ 2 R 元年度は、H30 年度発生箇所の復旧工事件数。（残り 5 件は R 2 年度工事完了予定）

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|-----------------------------------|---|
| ◆数年後には、特定鉱害復旧事業等基金が枯渇する。 | ◆基金枯渇後の国・県の対応を見極めつつ、当センターとしての当該事業継続の有無を検討する。 |
| ◆事業実施主体（市町村）に対し、的確な指導・助言を行う必要がある。 | ◆指定法人として、事業実施主体（市町村）が行う復旧工事に対する指導・助言できる技術職員を確保する。 |

【目標値】

基金の残高と今後の見通し

| 区 分 | H28 年度末 | H29 年度末 | H30 年度末 | R 元年度末 |
|---------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 工 事 件 数 | 2 件 | 2 件 | 0 件 | 2 件 |
| 事 業 費 | 3,244,376 円 | 1,677,626 円 | 849,318 円 | 7,854,559 円 |
| 基金処分額 | 11,425,000 円 | — | — | 27,000,000 円 |
| 基金残高 | 59,364,871 円 | 59,364,871 円 | 59,364,871 円 | 32,364,871 円 |
| 区 分 | R2 年度(計画) | R3 年度(見込み) | R4 年度(見込み) | R5 年度(見込み) |
| 工 事 件 数 | 9 件 | 2 件 | 2 件 | 2 件 |
| 事 業 費 | 50,772,182 円 | 7,822,000 円 | 7,822,000 円 | 7,822,000 円 |
| 基金処分額 | 13,257,000 円 | 7,822,000 円 | 7,822,000 円 | 3,463,000 円 |
| 基金残高 | 19,107,000 円 | 11,285,000 円 | 3,463,000 円 | △4,359,000 円 |

※R3年度以降の工事件数、事業費、基金処分額等については、直近5年間（H27～R1）の実績を参考に工事件数、事業費を試算。

・平均工事件数 2件 ・平均事業費（1件） 3,911,000円

(2) 人材育成確保支援事業

① 人材育成活動強化事業

a 新規就農者育成確保推進活動

【現 状】

山形県の調査によると、令和2年度の県内新規就農者は353人で調査開始（昭和60年）以降最多となっており、年々増加傾向にあるものの、農地などの経営基盤を持たない新規参入者にとって就農へのハードルは高い。このような新規就農希望者に対して、就農に向けた相談活動や農業の短期体験及び技術習得のための研修等、それぞれの状況に応じてきめの細かい対応を行っている。また、就農後の営農サポートも実施している。

就農相談は、県内外から様々な相談が寄せられる。当センターは、経営基盤のない非農家出身者の相談及び研修機関であるが、経営基盤を有する農家の子弟や親戚等からの相談もあり、相談の中でそのような状況が判明した場合は、県立農林大学校に相談するよう助言している。

また、県外からの移住者の場合は、移住はしたものの働く場所がないから農業でもという理由から就農相談に来る事例も見られる。少なからず人生に影響を与える移住を勧める際には、移住後の住まいと仕事もセットで支援する必要があり、各市町村における移住推進担当部門と関係部門の連携強化が求められる。

独立就農者育成研修事業（交付金型）は、農業次世代人材投資資金（準備型）を活用しながら、研修生が受入農家の下で原則2年間研修を受けるが、従前に指摘のあった問題点を踏まえ、現在では受入農家に対し、研修生を労働者として扱わないこと、適切に休養日を設けること、農地確保の支援をすること等、受入農家登録時や研修開始時に説明して理解を得ている。

新規就農定着サポート事業のうち営農費用助成については、50歳以上の認定新規就農者等が対象となるが、それまでの就労状況等から、一定程度の経済力を有する就農者が多いことから、事業継続の是非について検討が必要と考えられる。

活動実績の推移

| 事業名 | | 指標 | H29 年度 | H30 年度 | R元 年度 |
|-------------------|--------------|----------|-----------|-----------|----------|
| 就農相談活動 | 窓口 | 相談件数 | 175件 | 147件 | 136件 |
| | うち新・農業人フェア等 | 相談件数 | 39件 | 22件 | 41件 |
| 農業短期体験プログラム | | 参加者数 | 59人 | 60人 | 46人 |
| | | 延べ日数 | 162日 | 168日 | 121日 |
| 独立就農者育成研修事業（交付金型） | | 新規研修開始者数 | 11人 | 9人 | 5人 |
| 独立就農者育成研修事業（県支援型） | | 新規研修開始者数 | 2人 | - | 1人 |
| 新規就農定着 サポート事業 | 営農費用助成 | 対象者数 | 5人 | 6人 | 2人 |
| | アドバイザー設置費用助成 | 対象者数 | 5人 | 10人 | 14人 |

注：独立就農者育成研修事業（県支援型）のH29年度は（雇用型）の実績。

【課題、対応策】

| 課題 | 対応策 |
|---|--|
| ◆新規就農者の確保・定着に向けて、研修内容や受入農家への指導等、多岐にわたる役割を求められている。 | <p>◆県で実施する移住・定住促進施策と連携し、目標値を設定すること等により、業務の推進を図る。</p> <p>◆これまで以上に、研修終了後における就農支援や経営開始後の経営不安に対する相談支援を充実させる。</p> |

【目標値】

| 事業名 | | 指標 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------------------|--------------|----------|------|------|------|------|------|
| 就農相談活動 | 窓口 | 相談件数 | 150件 | 150件 | 150件 | 150件 | 150件 |
| | うち新・農業人フェア等 | 相談件数 | 50件 | 50件 | 50件 | 50件 | 50件 |
| 農業短期体験プログラム | | 参加者数 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 | 70人 |
| | | 延べ日数 | 190日 | 190日 | 190日 | 190日 | 190日 |
| 独立就農者育成研修事業(交付金型) | | 新規研修開始者数 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 | 10人 |
| 独立就農者育成研修事業(県支援型) | | 新規研修開始者数 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 | 2人 |
| 新規就農定着サポート事業 | 営農費用助成 | 対象者数 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 | 5人 |
| | アドバイザー設置費用助成 | 対象者数 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 | 15人 |

<参考>

○山形県における新規就農者数の動向(県農林水産部)

(単位:人)

| 調査年度 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R元 |
|---------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 新規参入者 | 58 | 79 | 97 | 121 | 131 | 175 | 160 | 167 |
| Uターン就農者 | 116 | 130 | 117 | 115 | 112 | 89 | 133 | 142 |
| 新規学卒就農者 | 45 | 42 | 50 | 44 | 57 | 45 | 51 | 39 |
| 合計 | 219 | 251 | 264 | 280 | 300 | 309 | 344 | 348 |

○第3次農林水産業元気再生戦略目標値

新規就農者 H29年度からR2年度までに、1,400人

b 地域で育てる担い手育成支援事業

【現 状】

地域における主体的な担い手の育成、確保に資するため、平成 26 年度から新規就農支援事業資産を活用し、農業協同組合等が行う農業者等と連携した新規就農者の育成に関する取組みを支援している。

事業内容としては、営農指導員等の人件費に活用しているところが多い。

令和 3 年度で新規就農支援事業資産の取崩しが終了するため、事業が終了する。

実績の推移

| | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|-------|--------------|--------------|--------------|
| 実施団体数 | 17 団体 | 17 団体 | 16 団体 |
| 助成額 | 23,726,000 円 | 20,246,000 円 | 23,929,000 円 |

【目標値】

| 指 標 | R 2 年度計画 | | R 3 年度計画 | |
|-----|------------|-------|--------------|-------|
| | 対象 JA 等団体数 | 16 団体 | 25,119,000 円 | 16 団体 |

c 地域の経営基盤と技術の継承支援事業

【現 状】

本県農業の担い手の減少、高齢化が進展する中、実効ある取組みを通じ地域農業の活性化を促すため、地域における遊休農地等を活用した新規就農者への経営基盤の継承及び新規就農者の確保育成に取り組む団体（市町村農業研修生受入協議会）に対して、平成 29 年度から、市町村が補助する場合、これに係る経費を市町村に助成している。事業内容としては、担い手の確保の一環として東京での新・農業人フェアへの参加者の旅費に活用しているところが多い。

当該事業は平成 29 年度から 4 年間の時限事業であるため、令和 2 年度で事業が終了する。

実績の推移

| | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|-------|-------------|-------------|-------------|
| 実施団体数 | 8 市町村 | 12 市町村 | 13 市町村 |
| 助成額 | 1,983,000 円 | 3,600,000 円 | 3,900,000 円 |

【目標値】

| | | |
|---------|-------|-------------|
| R2 年度計画 | 7 市町村 | 2,100,000 円 |
|---------|-------|-------------|

d 女性農業者ネットワークづくり支援事業

【現 状】

平成 29 年度に、農業分野で活躍が期待されている女性農業者のための相談窓口を当センターに設置し、女性農業者が農業や生活の悩みを相談できる体制を整えるとともに、ランチミーティング形式の意見交換会等を開催し、女性農業者のネットワークづくりを支援してきた。このような中、平成 31 年 2 月に「やまがた農業女子ネットワーク」が設立され、研修会等自主的な活動が積極的に展開されている。

事業開始から 4 年目となり、一定の成果が上がっていると考えられることから、県において見直しが検討されている。

実績の推移

| 事業名 | 指標 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|---------------|------|--------|--------|-------|
| 若手女性農業者地域学習会等 | 開催回数 | 6 回 | 5 回 | 5 回 |
| 農村生活研究グループ総会等 | 開催回数 | 2 回 | 2 回 | 1 回 |

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|---|--|
| ◆本事業終了後の若手女性農業者、農村生活研究グループへの支援のあり方を検討する必要がある。 | ◆本事業は、農村生活研究グループの県連事務局の県庁からの移管とセットで、平成 29 年度に県補助金を財源としてスタートした事業であるが、農村生活研究グループの構成（主要）メンバーの高齢化により、組織の在り方に対する抜本的な検討が必要となっている。若手女性農業者への支援も含めて、県等関係機関とともに、今後の支援のあり方を再検討する。 |

【目標値】

| 指 標 | R 2 年度計画 |
|---------------|----------|
| 若手女性農業者地域学習会等 | 5 回 |
| 農村生活研究グループ総会等 | 2 回 |

e 農業経営者サポート事業

【現 状】

農業経営の法人化を推進するとともに、経営相談・診断、経営課題のテーマに応じた専門家の派遣等による個々の農業経営者の経営改善支援を行うため、平成30年5月、当センターに「山形県農業経営相談所」が設置された。

深刻な少子高齢社会の進展に伴い農家等が減少しており、農業経営体の法人化や経営発展、円滑な経営継承等、様々な経営課題の解決が求められていることから、関係機関団体等と連携し支援に取り組んでいる。

相談としては、意欲ある農業者が法人化を検討する一方で、既に法人化した経営体が、構成員の高齢化等から、経営の継続を見据えた法人形態の変更や従業員の雇用を検討する内容等が増えてきている。

農業者からの相談は、サテライト窓口である県農業技術普及課（各総合支庁）を通じて受け、県、山形県農業会議及び当センターによる「経営戦略会議」において、その相談内容にあった専門家の派遣を決定し、解決へ導くこととしている。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響を克服するための取組みを支援する「経営継続補助金」の申請に際し、山形県農業経営相談所が支援機関として指定を受け、サテライト窓口を通じた申請書確認等による伴走支援事業を実施している。

実績の推移

| | H30 年度 | R 元年度 |
|---------|--------|-------|
| 専門家派遣件数 | 108 回 | 116 回 |
| 法人化支援団体 | 5 団体 | 3 団体 |

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|---|---|
| ◆法人化した団体の組織の見直しや雇用に関し、中立的第三者である専門性の高い国家資格者の派遣を希望するケースが増えている。また、地域の農業者と接する機会が最も多いと思われる市町村や JA 等が、人的な問題からの確かな対応ができていない。 | ◆支援対象者への支援方法を見直す必要があると考えられる。県等関係機関とともに検討する。 |

【目標値】

| 指 標 | R2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 | R 6 年度 |
|---------|-------|--------|--------|--------|--------|
| 専門家派遣回数 | 120 回 | 120 回 | 120 回 | 120 回 | 120 回 |

f 農業次世代人材投資資金推進事業（県受託事業）

【現 状】

農業次世代人材投資事業（準備型）は、研修終了後 6 年間、県への各種報告書の提出が義務付けられている。当センターは、県からの委託を受け、農業次世代人材投資事業に係る研修終了後の就農報告書、就農状況報告書及び住所等変更届の取りまとめやデータの整理を行っており、就農定着に向けたフォローアップの一翼を担っている。

実績の推移

| | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|---------|--------|--------|-------|
| データ管理件数 | 211 件 | 207 件 | 184 件 |

【目標値】

| 指 標 | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| データ管理件数 | 210 件 | 210 件 | 210 件 | 210 件 | 210 件 |

(3) 価値創造活動支援事業

① 農商工連携事業

a 6次産業化地域サポート事業

【現 状】

一次産業としての農林漁業と、二次産業としての製造業、三次産業としての小売業等との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す6次産業化の取組みを国、県、市町村等で推進している。

当センターでは、平成26年度から、6次産業化を支援するため「山形6次産業化サポートセンター」を開設し、専門家（山形6次産業化プランナー）の派遣や関係機関との連携など事業推進のためのコーディネートにより農林漁業者等の6次産業化を支援している。

令和2年度より国では経営改善に取り組む農林漁業者を重点的に支援することとなったが、県の補助金により6次産業化の新たな挑戦や経営の高度化・多角化に取り組む農林漁業者の支援についても実施している。

また、平成21年度から県産農林水産物を活用し、県内の農林漁業者と中小企業者とが連携し実施する「やまがた農商工連携ファンド事業」を実施し、平成30年度までに、新商品の開発支援や海外展開等を支援する「農商工連携ファンド事業」122件と農商工連携活動の取組みを支援する団体を支援する「農商工連携支援事業」26件を採択し、多様で魅力ある付加価値の高い商品やサービスが生まれた。

この事業の支援対象事業者の中には、事業期間内に事業化に至らなかった事例や販路開拓等で課題を抱える事業者もいることから、事業期間が終了した後も引続き、専門家派遣等によるフォローアップを行っている。

農林漁業者が6次産業化に取り組む上で、加工や販売に関する知識や技術の習得、設備等の導入資金等に課題があり、発展段階に応じた支援や他産業との連携等が必要である。

事業の実績

| 活 動 内 容 | H29年度 | H30年度 | R元年度 |
|--|----------------------|----------------------|----------------------|
| 相談窓口の設置・運営 | 通年 | 通年 | 通年 |
| 6次化法 総合化事業計画 新規認定数（累計） | 1件 （累計64件） | 2件 （累計66件） | 2件 （累計68件） |
| 山形6次産業化プランナー ・プランナー登録数 ・プランナーの派遣回数 （事業者数） | 29名 238回 (69者) | 25名 222回 (44者) | 21名 194回 (51者) |

6次産業化総合化事業計画の支援

| 年度 | H23 | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | 合計 |
|------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|
| 事業者数 | 13 | 21 | 13 | 8 | 5 | 3 | 1 | 2 | 2 | 68 |

総合化事業計画は、6次産業化・地産地消法に基づく事業計画で、農林水産業者等が生産から加工・販売まで取組む計画を国に申請し、農林水産大臣が認定するもの。

やまがた農商工連携ファンド事業 採択件数

| 区分 | 農 商 工 連 携 事 業 | | | | 農商工連携 支援事業 | 合 計 |
|------|---------------|--------------|------|-----|---------------|-----|
| | 海外展開 | ニューター リズム | 商品開発 | 小 計 | | |
| 採択件数 | 17 | 5 | 100 | 122 | 26 | 148 |

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|---|--|
| ◆ 6次産業化に取り組む農林漁業者の発展段階に応じた支援が必要である。 | ◆ 国や県の資金を活用して6次産業化に取り組む農林漁業者の経営改善等を重点的に支援するとともに、6次産業化の新たな挑戦や経営の高度化・多角化に向けた取組みの支援を行う。 |
| ◆ 食品表示、食品衛生の規制について支援が必要である。 | ◆ 専門家派遣等によるきめ細かな指導・支援を行う。 |
| ◆ 農商工連携ファンド支援事業者に対するフォローアップの仕組みづくりを構築する必要がある。 | ◆ 県等関係機関とともに検討している。 |
| ◆ 関係機関と連携した支援が必要である。 | ◆ 県農業技術普及課やよろず支援拠点、中央サポートセンター等との連携を強化し支援を行う。 |

【目標値】

◆国の資金を活用した支援

山形 6 次産業化プランナー等の支援を受けた農林漁業者等の経営全体の付加価値額の伸び率の平均値を 5 年間で 1.5 倍以上とする。

◆県の資金を活用した支援

山形 6 次産業化プランナー等の派遣を受けた農林漁業者等の課題解決率を 60%以上とする。

② 農産物認証事業


【現 状】

当センターでは、県の環境保全型農業の推進、農産物の安全性確保などの方針に沿って、有機農産物等認証、特別栽培農産物認証、やまがた農産物安全・安心取組認証、山形県版GAP認証を実施している。

これら認証制度の概要は以下のとおりである。

農産物認証業務の概要

| 認証業務の種類 | 制度の概要 |
|---|---|
| 有機農産物等 認証事業  | <p>【認証内容】</p> <p>化学肥料や化学合成農薬の使用を避けることなどを基本とした生産等の実施体制が、認証基準に適合していることを認証する。</p> <p>【当センターの位置付け】</p> <p>JAS 法に基づく登録認証機関として、有機農産物及び有機加工食品の生産行程管理者及び小分け業者の認証を行う。</p> <p>【制度運営の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本農林規格等に関する法律 ・有機農産物（有機加工食品）の JAS 及び認証の技術的基準（農林水産省） |
| 特別栽培農産物 認証事業  | <p>【認証内容】</p> <p>節減対象農薬の使用回数及び化学肥料の施肥量（窒素成分）が、地域の慣行レベルの5割以下となる栽培方法により生産する取組みが基準に適合することを認証する。</p> <p>【当センターの位置付け】</p> <p>農林水産省のガイドラインに基づいて県が認証制度を創設し、当センターは指定認証機関として認証を行う。</p> <p>【制度運営の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別栽培農産物に係る表示ガイドライン（農林水産省） ・山形県特別栽培農産物認証要綱（山形県） |
| やまがた農産物 安全・安心取組 認証事業  | <p>【認証内容】</p> <p>集荷団体が取組む出荷前残留農薬分析の実施などの農産物の安全性確保の取組みが、県が定める規格に適合することを認証する。</p> <p>【当センターの位置付け】</p> <p>山形県が農産物の安全性確保のための制度を独自に創設し、当センターは指定認証機関として認証を行う。</p> <p>【制度運営の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・やまがた農産物安全・安心取組認証制度実施要綱（山形県） |

| | |
|---|--|
| <p>山形県版 GAP 認証事業</p>  <p>The logo for the Yamagata Prefecture GAP certification project. It features a green triangle with a white outline on the left, containing a stylized tree and the text '山形県' (Yamagata Prefecture). To the right of the triangle is a red square with the white Japanese characters '認証' (Certification). Below these elements, the letters 'GAP' are written in a large, bold, blue font. At the bottom, the text '山形県農業女性センター' (Yamagata Prefecture Agricultural Women's Center) is written in a smaller blue font.</p> | <p>【認証内容】</p> <p>「食品安全」「環境保全」「労働安全」等の持続可能性を確保するための生産工程管理の取組みが、基準に適合していることを認証する。</p> <p>【当センターの位置付け】</p> <p>農林水産省のガイドラインに基づいて県が認証制度を制定し、当センターは県からの委託を受けて認証を行う。</p> <p>【制度運営の根拠】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 農業生産工程管理の共通基盤に関するガイドライン（農林水産省） ・ 山形県版 GAP 第三者認証制度実施要領（山形県） |
|---|--|

a 有機農産物等認証事業

【現 状】

当センターは、平成 13 年度から J A S 法に基づく登録認証機関として、対象地域を山形県内に限定して有機農産物の日本農林規格に基づく有機農産物の生産行程管理者（平成 28 年度からは小分け業者も含む）の認証事業を実施してきた。さらに、令和 2 年 4 月に業務規程を改正し、有機加工食品についても認証業務を開始した。

当センターの有機農産物認証事業者は、平成 29 年度からの 3 年間変更がない。全国的には認証件数や面積は、輸出等も含めた茶の需要増加に支えられて微増の状況にあるが、他の農産物では横ばいである。期待された 2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会をきっかけとする認証農産物の需要増大も不透明な状況にある。

本県では、有機農業推進法（平成 18 年 12 月施行）を受け、有機農業推進計画を策定して有機農業の取組み拡大を図っており、水稻及び野菜類の有機栽培技術の開発と普及、有機農業者と消費者の交流イベントの開催、県農業技術普及課に担当を配置して有機農業の担い手の育成に取り組んでいる。

しかし、当センターの実施する認証のための講習会への参加等、新たな申請の動きはあるものの、認証には結びつかない状況にある。

当該認証事業は、JAS 法に基づいた厳密な制度管理と事務処理が求められ、手続きや技術的基準への適合性判断等については、経験やノウハウの蓄積に頼る部分も大きいことから、研修や書類検査・実地検査の経験が必要とされている。

有機農産物認証事業実績

(単位：件、人、ha)

| 区 分 | H29 年度 | | | H30 年度 | | | R 元年度 | | |
|---------|--------|------|------|--------|------|------|-------|------|------|
| | 件数 | 生産者数 | 面積 | 件数 | 生産者数 | 面積 | 件数 | 生産者数 | 面積 |
| 生産行程管理者 | 11 | 33 | 60.8 | 11 | 35 | 64.3 | 11 | 35 | 66.8 |
| 小分け業者 | 2 | 2 | - | 2 | 2 | - | 2 | 2 | - |
| 合 計 | 13 | 35 | 60.8 | 13 | 37 | 64.3 | 13 | 37 | 66.8 |

参考：県内の生産行程管理者数 43 件、農家数 122 戸、JAS 認証面積 276ha

(H31 年 3 月 31 日 (面積は 4 月 1 日) 現在、農林水産省ホームページによる)

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|--|---|
| <p>◆令和2年度から認証業務を開始した有機加工食品については、東北地域の認証機関でもほとんど認証実績がなく、当センターにも認証取得に関する照会はあるものの、現在までの申請はない。</p> | <p>◆県等関係機関とともに今後のあり方を再検討する。</p> |
| <p>◆認証件数の増加を図る。</p> | <p>◆生産者や県農業技術普及課職員に、JAS有機認証は、制度が難しく手続きが煩雑であるとの認識があり、認証取得及び指導上のハードルになっている。</p> <p>このため、新たに認証を取得する意向を持っている生産者への講習会への参加誘導や、県が県農業技術普及課職員に対して実施する研修会等を利用してJAS制度への理解を深め、認証申請に結び付ける。</p> <p>また、有機加工食品の認証事業者は、餅加工などの一部を除いて食品会社が多く、農業者に情報が伝わっていないことから、県農業技術普及課に対して、栽培部門の担当者だけでなく、農村資源活用担当者に対しても情報提供を行うようにする。</p> |
| <p>◆認証要員（事務局員・審査員・判定員）の能力の維持・向上を図る。</p> | <p>◆認証要員の能力向上のため、JOIA（日本オーガニック検査員協会）や東北地域の認証機関が実施している研修への参加機会を増やす。</p> <p>また、審査員の検査件数の確保を図る。</p> |
| <p>◆認証事務に係る費用対効果を検討する必要がある。</p> | <p>◆当センターの認証手数料は、他認証機関に比較し低額であることから、その改定を検討する。</p> |

【目標値】

有機農産物等認証事業の目標

(単位：件、人、ha)

| 区 分 | | R2年度 | | | R3年度 | | | R4年度 | | |
|------------|---------|------|------|----|------|------|----|------|------|----|
| | | 件数 | 生産者数 | 面積 | 件数 | 生産者数 | 面積 | 件数 | 生産者数 | 面積 |
| 有機 農産物 | 生産行程管理者 | 13 | 37 | 70 | 14 | 38 | 72 | 15 | 39 | 73 |
| | 小分け業者 | 2 | 2 | - | 2 | 2 | - | 2 | 2 | - |
| 有機 加工食品 | 生産行程管理者 | - | - | - | 2 | 2 | - | 2 | 2 | - |
| 合 計 | | 15 | 39 | 70 | 18 | 42 | 72 | 19 | 43 | 73 |

| 区 分 | | R5年度 | | | R6年度 | | |
|------------|---------|------|------|----|------|------|----|
| | | 件数 | 生産者数 | 面積 | 件数 | 生産者数 | 面積 |
| 有機 農産物 | 生産行程管理者 | 16 | 40 | 74 | 17 | 41 | 75 |
| | 小分け業者 | 2 | 2 | - | 2 | 2 | - |
| 有機 加工食品 | 生産行程管理者 | 3 | 3 | - | 3 | 3 | - |
| 合 計 | | 21 | 45 | 74 | 22 | 46 | 75 |

b 特別栽培農産物認証事業

【現 状】

特別栽培農産物認証は、「つや姫」や「雪若丸」などの水稲のブランド化や環境保全型農業直接支払制度など県の施策と連携して県の環境保全型農業推進施策の中で大きな位置を占めている。認証件数や面積は、水稲を中心に年々増加してきたが、現在は 15,000ha 前後で推移している。

SDGs（持続可能な開発目標）の理念に基づいた持続的な農業の推進が県の施策として取上げられる中で、特別栽培農産物認証事業は引き続き重要な地位を占めていくものと思われる。

特別栽培認証事業が開始されてから 20 年を経過したことから、制度が定着して新たな申請者は少なくなっているが、一部で制度の理解不足による取組み内容や申請手続きの不備なども引き続きみられる。一方、県農業技術普及課では、生産計画の指導・助言を行うことが特別栽培に関する業務であると認識され、制度への理解推進や取組みの拡大についての活動は、おろそかになっている傾向にある。

当センターが実施している農産物認証事業の中で、400 件を超える認証を行うための業務量は膨大なものとなっており、これまでも状況に応じて随時業務の改善を進めているものの、3月末から審査がほぼ終了する9月までは、3.5 人を当該業務にあてて対応している。

さらに、認証にあたって書類検査及び現地検査を依頼する検査員の確保も重要な課題である。

特別栽培農産物認証実績

(単位：件、戸、ha)

| 年 度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|-----|--------|--------|--------|
| 件 数 | 406 | 428 | 407 |
| 農家数 | 11,187 | 11,079 | 10,300 |
| 面 積 | 15,237 | 15,110 | 14,759 |

注：農家数は延戸数である。

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|----------------------------|--|
| ◆特別栽培制度に関する指導体制の検討が必要である。 | ◆県と当センターの共催で、毎年県内4ブロックで申請に関する説明会を開催し、制度の周知を図っているが、特別栽培の制度や申請手続きなど、指導が必要な農業者への対応をどのように行うのか検討していく。 |
| ◆認証要員の確保と検査能力の維持・向上が必要である。 | ◆認証業務の増加に伴って、県と農協のOBを検査員として要請し、現在は17名を委嘱して業務にあたっている。 県農業技術職員は、退職者数のピークを迎えていることから、再任用等の情報を得ながら個別に協力を要請していく。 また、検査員の能力の維持・向上と平準化を図るため、認証制度マニュアル及び認証検査業務必携（内部資料）の見直しや周知を図る。 |

【目標値】

(単位：件、戸、ha)

| 年 度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|
| 件 数 | 400 | 390 | 380 | 370 | 360 |
| 農家数 | 10,000 | 9,800 | 9,500 | 9,300 | 9,000 |
| 面 積 | 15,000 | 15,500 | 16,000 | 16,500 | 17,000 |

※水稲での特別栽培認証面積は主食用米面積の3割程度に達していること、認証が要件となっている。

「つや姫」の栽培面積は1万ha程度にとどまると見込まれることなどから急激な増加は見込めないが、環境保全型農業直接支払制度の拡大などによる他の品種への拡大などにより、増加を目標とする。

なお、販売農家数は今後も減少することが予測されていることから、認証件数、農家数ともに1割程度の減少を見込む。

c やまがた農産物安全・安心取組認証事業

【現 状】

本認証制度は、県産農産物の安全性水準の維持・向上を目的として、農薬の適正使用と出荷前残留農薬分析による安全性の検証を行う生産・集荷組織の取組みを第三者が認証する仕組みとして平成 17 年度から実施され、平成 28 年度からは農林水産省のガイドライン GAP に準拠した山形県版 GAP の取組みを制度に導入する等、一部内容を変更しながら運営されてきた。

認証件数や参加農家数は、JA の合併、生産組織構成員の高齢化等により減少傾向にあるが、これまでの取組みにより、農薬の適正使用に関する意識は定着してきており、出荷前残留農薬分析による基準値超過数も低いレベルで推移している。今後の認証事業のあり方については、当認証事業の主たる目的である「食品安全」の取組みを含む県版 GAP（取組み及び認証を含む）との関連を含めて、県及び県内の集荷団体や生産者団体等が組織する「安全・安心ブランドやまがた産地協議会」で検討を進めることとされており、当センターも認証機関として参加する。

やまがた農産物安全・安心取組認証事業の実績

| 年 度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|-------|--------|--------|--------|
| 認証団体数 | 42 | 39 | 35 |
| 出荷集団数 | 1,312 | 1,377 | 1,318 |
| 参加農家数 | 27,545 | 25,601 | 24,136 |

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|---------------------|--------------------------------------|
| ◆認証事業のあり方の検討が必要である。 | ◆県版 GAP との関係も含めた制度の見直しに、認証機関として参加する。 |

【目標値】

| 年 度 | R 2 年度 | R 3 年度 | R 4 年度 | R 5 年度 | R 6 年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 認証団体数 | 35 | 35 | 35 | 35 | 35 |
| 出荷集団数 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,300 | 1,300 |
| 参加農家数 | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 24,000 | 24,000 |

※制度の方向性は、今後産地協議会で協議されるが、当面は現状維持を目標とする。

d 山形県版 GAP 認証事業

【現 状】

山形県版 G A P 認証は、2020 東京オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京オリンピック」と記載。）の食材調達基準を満たすほか、農産物の輸出や契約取引の促進に寄与することが期待される国際水準 G A P の認証取得を促進するための取組みとして平成 30 年度から実施された。法人においては、業務や従業員の管理システムを構築するために取組む事例もみられる。

この事業は、東京オリンピックへの食材供給を可能とすることを第一の目的として発足したことから、事業期間は令和 3 年 3 月までとされている。しかし、東京オリンピックの開催が 1 年延期されたことや認証を受けた団体からの制度維持要望などを受けて延長に向けた検討がなされている。

これまで、認証業務の実施経費は、県からの委託料により賄われているが、今後継続する場合には、手数料の設定も含めた検討が必要となる。

また、現在の国のガイドラインは、令和 2 年度中に見直される予定であることから、認証にあたって満たすべき項目である管理点についても、変更が予想される。

認証業務の実施にあたっては、認証事務局として県農業技術職員 OB 1 名、検査員として県と農協等の OB 6 名を委嘱して実施しているが、現在の認証団体数を維持するためには、年間を通じて毎週 1 か所程度の現地審査を行うことが必要であり、検査員等認証要員の確保と能力の維持・向上が課題となる。

山形県版 GAP 認証実績

| 年 度 | H30 年度 | R 元年度 |
|-------|--------|-------|
| 認証団体数 | 10 | 25 |
| 構成農場数 | 144 | 220 |

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|-----------------------------|--|
| ◆今後の県版 GAP 認証のあり方の検討が必要である。 | ◆やまがた農産物安全・安心取組認証事業との関係や現在の認証団体への聞き取り調査等の結果を受け、山形県 GAP 推進協議会において、今後の認証のあり方を決定することとしている。 当センターとしても、認証業務の実施に必要な体制と経費が確保できることを前提に、検討に参加していく。 |

【目標値】

| 年 度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|-------|------|------|------|------|------|
| 認証団体数 | 30 | 35 | — | — | — |
| 構成農場数 | 250 | 260 | — | — | — |

※R4年度以降は、県の県版 GAP 認証制度の検討を待って設定する。

③ 新資材等導入適応性調査受託事業

【現 状】

新資材等導入適応性調査受託事業は、山形県内の農作物生産の安定と生産性の向上を図るために、新たに開発された農薬、肥料等の農業資材の実用性を確認するとともに、その効率的で適切な使用法を普及することを目的とした事業である。

現在センターは、農業資材メーカー等が新規に開発した農業資材等について、その効果と作物に対する安全性の調査を受託し、それを山形県の試験研究機関に委託する、「新資材適応性研究調査事業」を実施している。

新資材適応性研究調査事業の実施課題は、事業実施に関する技術的視点からの妥当性や委託先の試験研究機関の労力負担などを考慮して、試験研究機関と県農業技術環境課の調整を経て決定されることとなっている。

このため、当センターでは、委託元（全農山形やメーカー等）、委託先（農業総合研究センター等）との契約及び委託金の管理、成果品としての試験成績書の収受・送付等の事業管理を実施している。

新資材等導入適応性調査事業の受託実績

| 年度 | 件数 | 受託額 (千円) | 内 訳 | | | | |
|------|----|-------------|-----|----|----|-----|----|
| | | | 肥料 | | | 農薬等 | |
| | | | 米 | 果樹 | 野菜 | 米 | 果樹 |
| H29年 | 16 | 3,428 | 5 | 3 | 2 | 1 | 5 |
| H30年 | 8 | 1,944 | 2 | 2 | | 1 | 3 |
| R元年 | 13 | 2,916 | 5 | 3 | 1 | 1 | 3 |

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|----------|---------------------------------------|
| ◆受託件数の確保 | ◆試験研究機関の負担と調査実施の妥当性を考慮しながら適切に業務を実施する。 |

【目標値】

| 年度 | R2年度 | R3年度 | R4年度 | R5年度 | R6年度 |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 受託件数 | 26 | 16 | 16 | 16 | 16 |
| 受託額(千円) | 5,290 | 3,600 | 3,600 | 3,600 | 3,600 |

※ R2年度は、年度当初の予定。

R3年度以降は、H28年度からR2年度までの5か年の平均値を目標とした。

4. 法人運営の見通し

(1) 組織・人員体制

【現 状】

令和2年度の職員総数は常勤役員3名を含め48名であり、各課の職員構成は表1のとおり、事業量に応じた人員配置を行っている。

また、雇用形態別の職員構成は表2のとおりであり、45名の職員中、嘱託職員及び筆耕の非正規職員が23名と約50%を占め、プロパー職員8名、県等のOB職員12名、県派遣職員1名、再雇用職員1名となっており、今後のセンター運営の要となるプロパー職員が極端に少ない。

その中で、役員3名を除く職員45名中22名を配置している農地中間管理事業課は、平成26年度の事業開始当初から今年度まで、貸借面積の増加に伴い年々業務量が増大し、その対応のため県派遣職員の配置及び嘱託職員等の新規採用を行いながら事業の推進を図ってきた。

表1 課別職員構成（人：役員を含む）

| | H27年度 | | H28年度 | | H29年度 | | H30年度 | | R元年度 | | R2年度 |
|-----------------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | 当初 | 末日 | 当初 | 末日 | 当初 | 末日 | 当初 | 末日 | 当初 | 末日 | 当初 |
| 常勤役員 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 事務局長 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| 総務課 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 | 4 | 3 | 3 | 3 |
| 農地中間管理事業課 (うち地域駐在) | 15 (7) | 20 (7) | 17 (7) | 18 (7) | 21 (8) | 20 (8) | 21 (8) | 21 (8) | 22 (8) | 23 (8) | 22 (7) |
| 新規就農担い手支援課 | 6 | 7 | 6 | 8 | 9 | 9 | 10 | 10 | 11 | 11 | 11 |
| 6次産業化推進課 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 4 | 3 |
| 環境農業推進課 | 5 | 5 | 6 | 6 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 | 5 |
| 基盤整備課 | 2 | 2 | 2 | 2 | - | - | - | - | - | - | - |
| 合計 | 40 | 46 | 43 | 46 | 47 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 48 |

※基盤整備課はH29年度から廃止。

※新規就農担い手支援課は、H30年度に新規就農支援課から新規就農・農業経営総合支援課、R2年度に新規就農担い手支援課に変更している。

表2 雇用形態別職員構成（人：役員を含む）

| | H27年度 | | H28年度 | | H29年度 | | H30年度 | | R元年度 | | R2年度 |
|--------|-------|----|-------|----|-------|----|-------|----|------|----|------|
| | 当初 | 末日 | 当初 | 末日 | 当初 | 末日 | 当初 | 末日 | 当初 | 末日 | 当初 |
| 常勤役員 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 県派遣職員 | 1 | 1 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 |
| プロパー職員 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 8 | 7 | 8 | 8 |
| 再雇用職員 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 |
| 県等OB職員 | 8 | 8 | 9 | 9 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 11 | 12 |
| 嘱託職員 | 18 | 19 | 17 | 20 | 22 | 21 | 22 | 22 | 23 | 23 | 20 |
| 筆耕 | 2 | 7 | 4 | 4 | 2 | 2 | 2 | 3 | 3 | 3 | 3 |
| 合計 | 40 | 46 | 43 | 46 | 47 | 46 | 47 | 48 | 49 | 50 | 48 |

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|---|---|
| <p>◆今後、当センターの事業は、農業情勢の変化やコロナ禍の影響を踏まえた新たな対策、農業者ニーズに対応した新事業や既存事業の見直し等により、これまで以上に専門的で困難な案件への対応や膨大なデータの処理・管理業務が発生することが見込まれ、必然的に業務量が増大することが予想される。</p> <p>今後も持続可能な組織体制の確立と強化を図る必要がある。</p> | <p>◆あらゆる業務に総合的かつ柔軟に対応できるプロパー職員の計画的な増員とその育成を検討し、実施する。</p> <p>また、豊富な知識と経験を有する再雇用職員、県職員OB、農業関係団体OB職員については、円滑な業務の推進及びプロパー職員、嘱託職員へのノウハウの継承の観点から、今後も継続的な採用を実施する。嘱託職員については、それまでの社会経験や実務経験等を見極め、当センター事業において即戦力となる人員を配置する。</p> <p>◆新規事業の実施、既存事業の見直し、業務量の増大等に対応し、適宜、課の再編や人員配置の見直しを行う。</p> |

(2) 人材の確保、育成

【現 状】

令和 2 年度の職員総数は 45 名、内プロパー職員は 8 名と少数であり、職員全体に占める割合は 18%に過ぎない。年齢構成は、50 歳代が 3 名、40 歳代が 3 名、30 歳代が 2 名であるが、40 歳代職員と 30 歳代職員の年齢差が 11 歳とかなりの開きがある。

また、20 歳代の職員が不在であるなど年齢バランスが保たれていない。

プロパー職員の退職と新規採用について【実績】

| | H27 年度 | H28 年度 | H29 年度 | H30 年度 | R 元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 退職者 | 0 | 1 | 0 | 1 | 0 |
| 新規採用者 | 0 | 1 | 0 | 0 | 1 |

【課題、対応策】

| 課 題 | 対応策 |
|--|--|
| ◆プロパー職員が少人数のため、定期的なジョブローテーションができず、所属における在籍期間が長期となるなど、組織の活性化や総合的な人材育成に支障をきたしているほか、内部けん制機能の低下も懸念される。 また、10 年以内に 3 名が退職を迎えることなどを考慮し、計画的に新規採用を行い、退職者の補充、増員を図る必要がある。 | ◆10 年後のプロパー職員数の目標として、現在の 5 課に 2 名ずつの配置が可能となる 10 名体制を目指す。 |
| ◆持続的に組織運営を図るためには、組織の活性化や職員の能力向上が必要である。 | ◆次頁【人材育成対応策】を実施する。 |

【目標値】

プロパー職員の退職と新規採用について【計画】

| | R2 年度 | R3 年度 | R4 年度 | R5 年度 | R6 年度 |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 退職予定 | 1 | 0 | 0 | 0 | 1 |
| 新規採用者 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 |

【人材育成対応策】

◆人事評価制度の継続

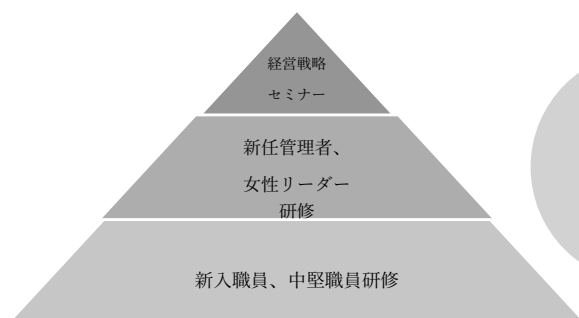
プロパー職員の能力向上と意識改革による組織の活性化を図るため、継続的に人事評価を実施する。また、嘱託職員等の人事評価の実施についても検討を行う。

※県の会計年度任用職員制度等を参考に、現在の嘱託職員・筆耕等の制度を廃止し、新たな嘱託職員等に係る人事制度を令和3年度から導入する予定。

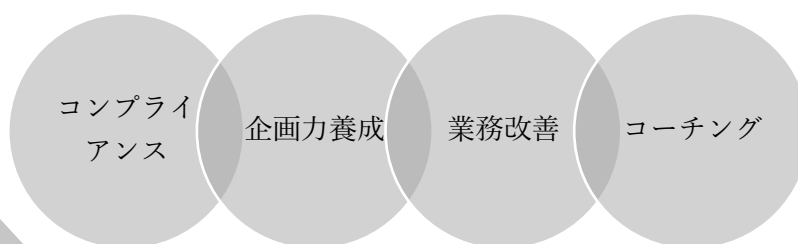
◆各種研修会の開催及び参加

今後、増大すると見込まれる事務・事業、またこれに伴い発生する複雑で困難な諸課題を解決し、センターのあらゆる業務に柔軟に対応でき、将来センターの管理職となるプロパー職員等を育成するために、コンプライアンスなど組織運営に係るものについては内部研修を実施し、階層別やテーマ別などについては外部研修（金融機関、民間コンサル主催）を積極的に活用する。

例：階層別研修



例：テーマ別研修



◆役職員との意見交換の実施

センター運営に関する諸課題等について、役員と職員による意見交換会を年1回実施する。

(3) 経営収支の安定化

【現 状】

平成 28 年 1 月に日銀が導入したマイナス金利政策の影響や農地売買等事業の実績の減少を要因として、表 1 のとおり、センターの自主財源となる利息収入及び手数料収入が年々減少傾向で推移してきた。基本財産と特定資産の利息収入は令和元年度において平成 25 年度対比 25,464 千円の減少、農地売買等事業手数料も 6,674 千円減少している。

その結果、収支差額は補助金収入及び受託収入並びにセンター自主財源を充当してもマイナスとなり、年々繰越してきた運営資金（内部留保）から補填することで対応してきた。表 2 のとおり、運営資金の残高となる次期繰越収支差額は、平成 25 年度 234,815 千円であったが、令和元年度では 172,060 千円となり、実に 62,755 千円減少している。

平成 25 年度及び令和元年度の事業活動収入に占める各収入項目の割合は、表 3 のとおりである。農地中間管理事業の賃料収入の増加で事業活動収入総額は 20 億円を超え、事業活動収入に占める事業収益の割合は 83.1%、受取利息収入及び手数料収入は減少し、令和元年度の事業活動収入に占める収入割合はそれぞれ 1%台となっている。

今後、持続可能なセンター運営を実施していくためには、現状のような繰越運営資金の持出しによる経営には限界があり、改善を図る必要がある。平成 25 年度から令和元年度のように、毎年平均 10,000 千円ずつ減少する場合、17 年後に運営資金は枯渇してしまう。また、センター運営経費にあてるため、公社運営強化基金資産を毎年 10,000 千円ずつ取崩しているが、この資産が枯渇する令和 10 年度以降は、運営資金減少のスピードが加速すると思われる。

現在のセンターにおける人件費、事務所賃借料、光熱費等の必要な年間運営費は約 2 億 3 千万円であるが、民間企業における運転資金の保有額は、年間運営費の 3 か月～6 か月が適正な目安とされており、1 年分の保有額があれば安全と言われている。これに準ずれば、運営資金は最低でも 1 億円、不測の事態に備え万全な運営基盤維持を想定した場合には、約 2 億円の運営資金の確保が必要である。運営資金の残高を 2 億円程度確保し続けるためには、センター自主財源である運用益及び手数料収入の確保が重要となる。

また、プロパー職員等に対する適正な人件費補助のあり方について、県に対し要請していく必要がある。

表 1 自主財源の現状（平成25年度～令和元年度）

1 運用益

(単位：千円、%)

| | | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 1 | H25 : R1 |
|------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 基本財産 | 預金残高 | 1,246,977 | 1,247,039 | 1,247,101 | 1,247,163 | 1,247,224 | 1,247,286 | 1,247,348 | 371 |
| | 利息 | 9,027 | 6,841 | 6,825 | 6,736 | 6,340 | 5,486 | 5,129 | △ 3,898 |
| | 利率 | 0.724 | 0.549 | 0.547 | 0.540 | 0.508 | 0.411 | 0.411 | △ 0.313 |
| 特定資産 | 預金残高 | 3,722,432 | 3,706,306 | 3,638,612 | 3,607,976 | 3,578,328 | 3,554,272 | 988,482 | △ 2,733,950 |
| | 利息 | 41,111 | 39,507 | 39,101 | 38,965 | 38,196 | 37,137 | 19,545 | △ 21,566 |
| | 利率 | 1.104 | 1.066 | 1.075 | 1.080 | 1.067 | 1.045 | 1.977 | 0.873 |
| | 自主財源 | 3,548 | 3,460 | 3,081 | 3,093 | 2,546 | 1,723 | 1,693 | △ 1,855 |
| 計 | 資産残高 | 4,969,409 | 4,953,345 | 4,885,713 | 4,855,139 | 4,825,552 | 4,801,558 | 2,235,830 | △ 2,733,579 |
| | 利息 | 50,138 | 46,348 | 45,926 | 45,701 | 44,536 | 42,623 | 24,674 | △ 25,464 |
| | 利率 | 1.009 | 0.936 | 0.940 | 0.941 | 0.923 | 0.888 | 1.104 | 0.095 |
| | 自主財源 | 12,575 | 10,301 | 9,906 | 9,829 | 8,886 | 7,209 | 6,822 | △ 5,753 |

※運用益の減少要因・・・ J A等の金利引き下げ、資産取崩しに伴う元金の減少

2 手数料

(単位：千円)

| | | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 1 | H25 : R1 |
|------|----------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 農地売買 | 買入 (h a) | 93.3 | 47.3 | 23.1 | 24.9 | 34.9 | 33.4 | 19.0 | △ 74.3 |
| | 売渡 (h a) | 104.9 | 50.3 | 52.3 | 27.7 | 28.1 | 34.4 | 25.4 | △ 79.5 |
| | 手数料 | 9,329 | 7,032 | 4,619 | 3,064 | 4,187 | 4,507 | 2,655 | △ 6,674 |
| 認証事業 | 特裁 | 19,929 | 20,694 | 22,579 | 23,345 | 23,807 | 23,867 | 22,132 | 2,203 |
| | 有機他 | 159 | 952 | 951 | 1,074 | 945 | 983 | 996 | 837 |
| | 手数料計 | 20,088 | 21,646 | 23,530 | 24,419 | 24,752 | 24,850 | 23,128 | 3,040 |
| | 事業費支出 | 11,416 | 11,306 | 11,700 | 13,929 | 13,962 | 12,651 | 10,677 | △ 739 |
| | 自主財源 | 8,672 | 10,340 | 11,830 | 10,490 | 10,790 | 12,199 | 12,451 | 3,779 |
| 計 | 手数料 | 29,417 | 28,678 | 28,149 | 27,483 | 28,939 | 29,357 | 25,783 | △ 3,634 |
| | 自主財源 | 18,001 | 17,372 | 16,449 | 13,554 | 14,977 | 16,706 | 15,106 | △ 2,895 |

3 自主財源

(単位：千円)

| | | H 2 5 | H 2 6 | H 2 7 | H 2 8 | H 2 9 | H 3 0 | R 1 | H25 : R1 |
|-----|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----------|
| 運用益 | | 12,575 | 10,301 | 9,906 | 9,829 | 8,886 | 7,209 | 6,822 | △ 5,753 |
| 手数料 | | 18,001 | 17,372 | 16,449 | 13,554 | 14,977 | 16,706 | 15,106 | △ 2,895 |
| 計 | | 30,576 | 27,673 | 26,355 | 23,383 | 23,863 | 23,915 | 21,928 | △ 8,648 |

表2 経営収支の現状（平成25年度～令和元年度）

（単位：千円）

| | H25 | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | H25:R1 |
|-----------------|------------------|-----------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|------------------|
| I 事業活動収支の部 | | | | | | | | |
| 1 事業活動収入 | | | | | | | | |
| ①基本財産受取利息 | 9,027 | 6,841 | 6,825 | 6,736 | 6,340 | 5,486 | 5,129 | △ 3,898 |
| ②特定資産受取利息 | 41,111 | 39,507 | 39,101 | 38,965 | 38,196 | 37,137 | 19,545 | △ 21,566 |
| ③事業収益 | 500,105 | 371,915 | 804,839 | 1,206,497 | 1,395,783 | 1,628,714 | 1,682,086 | 1,181,981 |
| ④農地手数料 | 9,329 | 7,032 | 4,619 | 3,064 | 4,187 | 4,507 | 2,655 | △ 6,674 |
| ⑤認証手数料 | 20,088 | 21,647 | 23,530 | 24,419 | 24,752 | 24,850 | 23,128 | 3,040 |
| ⑥補助金等収入 | 158,993 | 206,501 | 335,096 | 381,604 | 278,392 | 298,912 | 291,030 | 132,037 |
| ⑦その他収入 | 8,373 | 463 | 581 | 351 | 369 | 138 | 250 | △ 8,123 |
| 事業活動収入計 | 747,026 | 653,906 | 1,214,591 | 1,661,636 | 1,748,019 | 1,999,744 | 2,023,823 | 1,276,797 |
| 2 事業活動支出 | | | | | | | | |
| ①人件費等支出 | 123,339 | 137,073 | 170,335 | 186,844 | 187,164 | 200,760 | 190,224 | 66,885 |
| ②事業支出 | 501,888 | 476,404 | 875,462 | 1,476,455 | 1,626,930 | 1,800,796 | 1,853,280 | 1,351,392 |
| ③管理費支出 | 7,492 | 6,398 | 6,418 | 6,389 | 6,192 | 6,344 | 6,297 | △ 1,195 |
| ④その他 | 338,000 | | | | 159 | 102 | 1,173 | △ 336,827 |
| 事業活動支出計 | 970,719 | 619,875 | 1,052,215 | 1,669,688 | 1,820,445 | 2,008,002 | 2,050,974 | 1,080,255 |
| 事業活動収支差額 | △ 223,693 | 34,031 | 162,376 | △ 8,052 | △ 72,426 | △ 8,258 | △ 27,151 | |
| II 投資活動収支の部 | | | | | | | | |
| 1 投資活動収入 | | | | | | | | |
| ①特定資産取崩収入 | 353,822 | 25,025 | 66,089 | 61,699 | 35,346 | 79,041 | 2,621,001 | 2,267,179 |
| ②その他収入 | 9,346 | 3,688 | 2,981 | 3,138 | 1,716 | 1,546 | 1,076 | △ 8,270 |
| 投資活動収入計 | 363,168 | 28,713 | 69,070 | 64,837 | 37,062 | 80,587 | 2,622,077 | 2,258,909 |
| 2 投資活動支出 | | | | | | | | |
| ①特定資産取得支出等 | 24,970 | 25,682 | 14,619 | 45,084 | 13,734 | 61,331 | 56,243 | 31,273 |
| 投資活動支出計 | 24,970 | 25,682 | 14,619 | 45,084 | 13,734 | 61,331 | 56,243 | 31,273 |
| 投資活動収支差額 | 338,198 | 3,031 | 54,451 | 19,753 | 23,328 | 19,256 | 2,565,834 | |
| III 財務活動収支の部 | | | | | | | | |
| 1 財務活動収入 | | | | | | | | |
| ①借入金収入 | 405,641 | 460,604 | 379,793 | 371,399 | 388,835 | 373,888 | 197,107 | △ 208,534 |
| 財務活動収入計 | 405,641 | 460,604 | 379,793 | 371,399 | 388,835 | 373,888 | 197,107 | △ 208,534 |
| 2 財務活動支出 | | | | | | | | |
| ①借入金返済支出 | 493,830 | 546,083 | 583,908 | 386,873 | 341,298 | 397,568 | 2,744,821 | 2,250,991 |
| 財務活動支出計 | 493,830 | 546,083 | 583,908 | 386,873 | 341,298 | 397,568 | 2,744,821 | 2,250,991 |
| 財務活動収支差額 | △ 88,189 | △ 85,479 | △ 204,115 | △ 15,474 | 47,537 | △ 23,680 | △ 2,547,714 | |
| 当期収支差額 | 26,316 | △ 48,417 | 12,712 | △ 3,773 | △ 1,561 | △ 12,682 | △ 9,031 | |
| 前期繰越収支差額 | 208,499 | 234,815 | 186,397 | 199,109 | 195,335 | 193,773 | 181,091 | |
| 次期繰越収支差額 | 234,815 | 186,397 | 199,109 | 195,335 | 193,773 | 181,091 | 172,060 | △ 62,755 |

特記事項

- ※ H25 合理化事業基金338,000千円を返還。
- ※ H26 基本財産利息は、国債を一部定期預金へ組替えしたことにより減少。
- ※ H27 事業収益（事業費）及び人件費等支出の増加は中間管理事業開始による。
- ※ H30 荒谷書庫改修工事及び東側車庫解体工事の実施。
- ※ R1 農商工連携ファンド事業基金2,520,000千円を返還。
特定鉱害工事を次年度に繰越。
- ※ R1 新規プロパー職員採用。3Fに職員用ロッカー室借用。

表3 平成25年度と令和元年度の事業活動収入割合比較

(単位：千円・%)

| 項目 | H25年度 | | R元年度 | |
|--------|---------|------|-----------|------|
| | 収入額 | 割合 | 収入額 | 割合 |
| 利息収入 | 50,138 | 6.7 | 24,674 | 1.2 |
| 事業収入 | 500,105 | 66.9 | 1,682,086 | 83.1 |
| 手数料収入 | 29,417 | 3.9 | 25,783 | 1.3 |
| 補助金等収入 | 158,993 | 21.3 | 291,030 | 14.4 |
| その他 | 8,373 | 1.2 | 250 | 0 |
| 計 | 747,026 | 100 | 2,023,823 | 100 |

【課題、対応策】

| 課題 | 対応策 |
|---|---|
| <p>◆今般の諸情勢等から、今後の金利上昇や農地売買等事業及び農産物認証事業の大きな実績拡大は望めない状況である。</p> <p>新たな資産運用方法や手数料収入が見込める事業の創設を検討するなど、自主財源を確保し、センター運営資金の減少を抑制する必要がある。</p> | <p>◆資産運用の見直し</p> <p>日銀によるマイナス金利政策の影響は今後も続くことから、定期預金等の利息収入の増加及び国債による運用のメリットは見込めないことから、より有利な電力債や公社債等の比較的安全性が担保されている資産運用方法について検討する。</p> <p>◆手数料収入の確保</p> <p>担い手への農地集積は農地中間管理事業等による賃貸借が主流となってきてはいるものの、依然として売買による集積ニーズもあることから、積極的に掘起こしを行うことにより、売買手数料による収入を確保する。農産物認証事業については、認証件数、農家数とも微減の傾向ではあるが、費用対効果も考慮のうえ、手数料の改定を検討する。</p> <p>また、新たに農業経営者サポート事業及び6次産業化サポートセンター事業におけるプランナー等の専門家派遣事業に係る手数料収入について検討する。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>◆農地利用集積円滑化事業との統合一本化などにより、令和6年度の借り受け目標面積は現在より10,000ha増加し、取扱う賃料も10億円増加し、約28億円となることが見込まれる。管理件数・面積の増加に伴い、賃料の変更や未納金対応等の管理的業務、さらには、未相続農地等に係る事務などの専門的な対応が求められるなど、現在より困難な業務がさらに増加し、人件費等の経費も増加することが見込まれる。</p> | <p>◆農地中間管理事業の手数料徴収の検討センターは、事業開始当初から手数料を徴収していないが、持続的な事業継続のため、多くの困難な課題はあるものの、県等関係機関と協議を行い、該当する農地の契約更新時期を見据えて、手数料を徴収することについて検討する。</p> |
| <p>◆適正な人件費補助の確保が必要である。</p> | <p>◆センターはこれまで、国及び県からの委託を受け、また指定事業者として各種事業を実施しており、農業の振興と発展に多くなる成果を上げてきた。しかし、中心的な立場で業務を担うプロパー職員で、人件費の補助対象外となっている者がいるのを始め、補助対象職員についても十分な補助がなされておらず、センター運営資金（内部留保）から持出している現状である。センターの自主財源確保が年々厳しくなっていく中、特にプロパー職員に係る適正な人件費補助の確保について、県に要請を行っていく。</p> |

経営収支の展望（令和元年度～令和7年度）

（単位：千円）

| | R 1 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R1:R7 |
|-----------------|--------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|------------------|--------------------|
| I 事業活動収支の部 | | | | | | | | |
| 1 事業活動収入 | | | | | | | | |
| ①基本財産受取利息 | 5,129 | 4,522 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | △ 629 |
| ②特定資産受取利息 | 19,545 | 1,102 | 950 | 900 | 870 | 840 | 820 | △ 18,725 |
| ③事業収益 | 1,682,086 | 1,822,076 | 2,070,970 | 2,270,164 | 2,470,047 | 2,670,000 | 2,870,000 | 1,187,914 |
| ④農地手数料 | 2,655 | 2,500 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 345 |
| ⑤認証手数料 | 23,128 | 23,136 | 23,100 | 23,100 | 23,100 | 23,100 | 23,100 | △ 28 |
| ⑥補助金等収入 | 291,030 | 372,374 | 372,312 | 372,333 | 372,333 | 372,333 | 371,033 | 80,003 |
| ⑦その他収入 | 250 | | | | | | | △ 250 |
| 事業活動収入計 | 2,023,823 | 2,225,710 | 2,474,832 | 2,673,997 | 2,873,850 | 3,073,773 | 3,272,453 | 1,248,630 |
| 2 事業活動支出 | | | | | | | | |
| ①人件費等支出 | 152,075 | 197,873 | 197,490 | 197,490 | 197,490 | 197,490 | 197,490 | 45,415 |
| ②事業支出 | 1,891,429 | 2,129,036 | 2,321,170 | 2,496,464 | 2,697,347 | 2,897,300 | 3,100,700 | 1,209,271 |
| ③管理費支出 | 6,297 | 6,652 | 6,652 | 6,652 | 6,652 | 6,652 | 6,652 | 355 |
| ④その他 | 1,173 | | | | | | | △ 1,173 |
| 事業活動支出計 | 2,050,974 | 2,333,561 | 2,525,312 | 2,700,606 | 2,901,489 | 3,101,442 | 3,304,842 | 1,253,868 |
| 事業活動収支差額 | △ 27,151 | △ 107,851 | △ 50,480 | △ 26,609 | △ 27,639 | △ 27,669 | △ 32,389 | |
| II 投資活動収支の部 | | | | | | | | |
| 1 投資活動収入 | | | | | | | | |
| ①特定資産取崩収入 | 2,621,001 | 128,263 | 86,198 | 64,798 | 69,298 | 72,798 | 68,791 | △ 2,552,210 |
| ②その他収入 | 1,076 | | | | | | | △ 1,076 |
| 投資活動収入計 | 2,622,077 | 128,263 | 86,198 | 64,798 | 69,298 | 72,798 | 68,791 | △ 2,553,286 |
| 2 投資活動支出 | | | | | | | | |
| ①特定資産取得支出等 | 56,243 | 39,298 | 42,798 | 46,298 | 49,798 | 45,798 | 39,298 | △ 16,945 |
| 投資活動支出計 | 56,243 | 39,298 | 42,798 | 46,298 | 49,798 | 45,798 | 39,298 | △ 16,945 |
| 投資活動収支差額 | 2,565,834 | 88,965 | 43,400 | 18,500 | 19,500 | 27,000 | 29,493 | |
| III 財務活動収支の部 | | | | | | | | |
| 1 財務活動収入 | | | | | | | | |
| ①借入金収入 | 197,107 | 200,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 52,893 |
| 財務活動収入計 | 197,107 | 200,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 52,893 |
| 2 財務活動支出 | | | | | | | | |
| ①借入金返済支出 | 2,744,821 | 188,432 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | △ 2,494,821 |
| 財務活動支出計 | 2,744,821 | 188,432 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | 250,000 | △ 2,494,821 |
| 財務活動収支差額 | △ 2,547,714 | 11,568 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | |
| 当期収支差額 | △ 9,031 | △ 7,318 | △ 7,080 | △ 8,109 | △ 8,139 | △ 669 | △ 2,896 | |
| 前期繰越収支差額 | 181,091 | 172,060 | 164,742 | 157,662 | 149,553 | 141,414 | 140,745 | |
| 次期繰越収支差額 | 172,060 | 164,742 | 157,662 | 149,553 | 141,414 | 140,745 | 137,849 | △ 34,211 |

- 特記事項
- ※基本財産受取利息はR2年度見込み利率（0.36%）を適用。
 - ※特定資産受取利息はR2年度見込み利率（0.11%）を適用。資産残高の減少により減少。
 - ※事業収益及び事業費支出は、農地中間管理事業賃料の増により増加。
 - ※農地手数料は、実施目標値による。認証手数料は現状維持。
 - ※人件費等支出は、R2年度ベースで試算。

自主財源の見通し（令和2年度～令和7年度）

1 運用益

（単位：千円、％）

| | | R 1実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 1 : R 7 |
|------|------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 基本財産 | 預金残高 | 1,247,348 | 1,247,410 | 1,247,472 | 1,247,534 | 1,247,596 | 1,247,658 | 1,247,720 | 372 |
| | 利息 | 5,129 | 4,522 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | 4,500 | △ 629 |
| | 利率 | 0.411 | 0.363 | 0.361 | 0.361 | 0.361 | 0.411 | 0.411 | 0.000 |
| 特定資産 | 預金残高 | 988,482 | 984,848 | 859,800 | 814,800 | 793,800 | 766,800 | 739,800 | △ 248,682 |
| | 利息 | 19,545 | 1,102 | 950 | 900 | 870 | 840 | 820 | △ 18,725 |
| | 利率 | 1.977 | 0.112 | 0.110 | 0.110 | 0.110 | 0.110 | 0.111 | -1.866 |
| | 自主財源 | 1,693 | 917 | 900 | 880 | 850 | 820 | 800 | △ 893 |
| 計 | 資産残高 | 2,235,830 | 2,232,258 | 2,107,272 | 2,062,334 | 2,041,396 | 2,014,458 | 1,987,520 | △ 248,310 |
| | 利息 | 24,674 | 5,624 | 5,450 | 5,400 | 5,370 | 5,340 | 5,320 | △ 19,354 |
| | 利率 | 1.104 | 0.252 | 0.259 | 0.262 | 0.263 | 0.265 | 0.268 | -0.836 |
| | 自主財源 | 6,822 | 5,439 | 5,400 | 5,380 | 5,350 | 5,320 | 5,300 | △ 1,522 |

2 手数料

（単位：千円）

| | | R 1実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 1 : R 7 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 農地売買 | 買入（ha） | 19.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 11.0 |
| | 売渡（ha） | 25.4 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 30.0 | 4.6 |
| | 手数料 | 2,655 | 2,500 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 3,000 | 345 |
| 認証事業 | 特裁 | 22,132 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | 22,000 | △ 132 |
| | 有機他 | 996 | 1,136 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 1,100 | 104 |
| | 手数料計 | 23,128 | 23,136 | 23,100 | 23,100 | 23,100 | 23,100 | 23,100 | △ 28 |
| | 事業費支出 | 10,677 | 12,780 | 13,100 | 13,100 | 13,100 | 13,100 | 13,100 | 2,423 |
| | 自主財源 | 12,451 | 10,356 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | 10,000 | △ 2,451 |
| 派遣事業 | 回数 | | | | 320 | 360 | 400 | 440 | 440 |
| | 手数料 | | | | 1,600 | 1,800 | 2,000 | 2,200 | 2,200 |
| 計 | 手数料 | 25,783 | 25,636 | 26,100 | 27,700 | 27,900 | 28,100 | 28,300 | 2,517 |
| | 自主財源 | 15,106 | 12,856 | 13,000 | 14,600 | 14,800 | 15,000 | 15,200 | 94 |

3 自主財源

（単位：千円）

| | | R 1実績 | R 2 | R 3 | R 4 | R 5 | R 6 | R 7 | R 1 : R 7 |
|-----|--|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-----------|
| 運用益 | | 6,822 | 5,439 | 5,400 | 5,380 | 5,350 | 5,320 | 5,300 | △ 1,522 |
| 手数料 | | 15,106 | 12,856 | 13,000 | 14,600 | 14,800 | 15,000 | 15,200 | 94 |
| 計 | | 21,928 | 18,295 | 18,400 | 19,980 | 20,150 | 20,320 | 20,500 | △ 1,428 |



公益財団法人やまがた農業支援センター